

鳥取市保育所等整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市保育所等整備補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、保育所等の整備に対して補助金を交付することにより、施設整備を促進し、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業は、別表第3欄に定める事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の対象となる者は、別表第2欄に掲げる区分ごとに、別表第4欄に定める者とする。ただし、政治的な目的で結成された法人は、対象としない。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の交付額は、別表第2欄の区分に応じて、同表第6欄に掲げる補助金算定方法で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、市長が事業実施に必要と認める場合においては、同欄に規定する交付額に市長が認める額を加算する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

2 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了日又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、補助事業の完了日が属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第10条 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、こども家庭局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成30年2月16日から施行する。

(鳥取市保育所施設整備補助金交付要綱及び鳥取市認定こども園施設整備費補助金交付要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 鳥取市保育所施設整備補助金交付要綱（平成18年10月1日施行）

(2) 鳥取市認定こども園施設整備費補助金交付要綱（平成22年6月23日施行）

(経過措置)

- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定を行う補助金について適用し、同日前に前項の規定により廃止された要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付決定された事業については、旧要綱の規定を適用する。

附 則

1 この要綱は平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月10日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月31日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月5日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月16日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 事業区分	2 区分	3 対象事業	4 補助対象者	5 対象経費	6 補助金の算定方法
	就学前教育・保育施設整備交付金	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日付こ成事第46号こども家庭庁長官通知）（以下「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」という。）に掲げる事業	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱の第6条に掲げる者	「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」の別表に掲げる経費	ア 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に定める算定基準により算出した額の合計に国の負担割合を除いた額を交付基準額とする。 イ 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金等の収入を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計を補助対象経費とする。 ウ アとイの額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
国庫補助対象事業	保育対策総合支援事業費補助金	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（ <u>令和5年10月12日こ成事第520号こども家庭庁長官</u> ）（以下「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」という。）に掲げる保育所等改修費等支援事業又は <u>保育環境改善等事業</u>	「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日付雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添1「保育所等改修費等支援事業実施要綱」又は別添5「 <u>保育環境改善等事業実施要項</u> 」に掲げる者	「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の別表に掲げる経費	ア 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める基準により算出した額の合計を交付基準額とする。 イ 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金等の収入を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計を補助対象経費とする。 ウ アとイの額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和５年８月２２日付こ成事第３７０号こども家庭庁長官通知）（以下「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」という。）に掲げる事業のうち、４の大分類に区分される地域子育て支援拠点事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所又は児童福祉施設に関する施設整備事業	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱の６の（５）又は（６）に掲げる設置主体	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱の別表に掲げる経費	ア 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱に定める算定基準により算出した額の合計に国の負担割合を除いた額を交付基準額とする。 イ 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱の別表に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金等の収入を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計を補助対象経費とする。 ウ アとイの額を比較していずれか少ない方の額に４分の３を乗じた額を交付額とする。ただし、１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
	国庫補助対象事業の承認を受けた施設整備事業に係る借入金に対する元利償還金	国庫補助対象事業の承認を受けた児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条に	国庫補助対象事業の承認を受けた施設整備事業に係る借入金に対する元利償還金	国庫補助対象事業の承認を受けた施設整備事業に係る借入金に対する元利償還金について、国庫補助額に４分の３を乗じて得た額を限度とする借入元金額及び利息の額とする。

			規定する児童福祉施設を設置し、運営する社会福祉法人若しくは学校法人又は法人格を有する者		
県補助対象事業	安心こども基金	鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱（平成21年11月16日付第200900079459号鳥取県福祉保健部長通知）（以下「鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱」という。）別表2の第1欄に掲げる事業	「鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱」別表2の第1欄に掲げる1、2及び4から6までの事業を行う同表の第2欄に掲げる者	「鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱」別表2の第3欄に掲げる経費	ア 鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱の別表2の第4欄で定める基準額により算出された補助対象経費を別表2の第7欄の補助率で除して得た額を交付基準額とする。 イ 鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱の別表2第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計を補助対象経費とする。 ウ アとイの額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

鳥取市保育所等整備事業計画（事業報告）書

事業者名 _____

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 所在地
- (3) 施設定員
- (4) 事業の目的

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____ m^2
- イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地）
- ウ 建物の面積 $\frac{\text{建築面積}}{\text{延面積}}$ _____ $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$
- エ 建物の構造 _____ 造 _____ 階建て

(2) 事業費内訳

- | | | |
|---------|---------|----|
| ア 工事費 | 円（うち対象分 | 円） |
| イ 設計委託費 | 円（うち対象分 | 円） |
| ウ 工事事務費 | 円（うち対象分 | 円） |
| エ 合計 | 円（うち対象分 | 円） |

(3) 施工計画（施工実績報告）

- | | | | |
|-------------|---|---|---|
| ア 契約（予定）年月日 | 年 | 月 | 日 |
| イ 着工（予定）年月日 | 年 | 月 | 日 |
| ウ 完成（予定）年月日 | 年 | 月 | 日 |

3. 添付書類

(1) 事業計画書に添付する書類

- ア 新築の場合・・・建物全体の各室ごとに室名及び面積を明らかにした表（別表）、建物平面図（建物面積及び有効面積を明記したもの）、敷地配置図及び立面図
- イ 改修の場合・・・工事前・後の建物全体の各室ごとに室名及び面積を明らかにした表（別表）、建物平面図（建物面積及び有効面積を明記したもの）及び立面図
- ウ 見積書
- エ その他市長が必要と認める書類
- ※ 有効面積（内法面積から建具や固定式家具等を除いた面積）は保育室等（乳児室、ほふく室、保育室及び保育室として使用する遊戯室）のみ記載

(2) 事業報告書に添付する書類

- ア 新築の場合・・・建物全体の各室ごとに室名及び面積を明らかにした表（別表）、建物平面図（建物面積及び有効面積を明記したもの）、敷地配置図及び立面図
- イ 改修の場合・・・工事前・後の建物全体の各室ごとに室名及び面積を明らかにした表（別表）、建物平面図（建物面積及び有効面積を明記したもの）及び立面図
- ウ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
（建築基準法第7条第5項の規定による検査済証等）
- エ 建物内主要部分の写真（改修の場合は、改修前後の写真）
- オ その他市長が必要と認める書類
- ※1 有効面積（内法面積から建具や固定式家具等を除いた面積）は保育室等（乳児室、ほふく室、保育室及び保育室として使用する遊戯室）のみ記載
- ※2 ア、イは、事業計画書に添付したものと変更がなければ不要

面積算定表

1 整備前

室名等	面積	有効面積※
職員室	m ²	m ²
乳児室	m ²	m ²
ほふく室	m ²	m ²
保育室	m ²	m ²
遊戯室	m ²	m ²
保健室（医務室）	m ²	m ²
調理室	m ²	m ²
便所	m ²	m ²
	m ²	m ²
	m ²	m ²
合計	m ²	

2 改築後

室名等	面積	有効面積※
職員室	m ²	m ²
乳児室	m ²	m ²
ほふく室	m ²	m ²
保育室	m ²	m ²
遊戯室	m ²	m ²
保健室（医務室）	m ²	m ²
調理室	m ²	m ²
便所	m ²	m ²
	m ²	m ²
	m ²	m ²
合計	m ²	

※有効面積（内法面積から建具や固定式家具等を除いた面積）は保育室等（乳児室、ほふく室、保育室及び保育室として使用する遊戯室）のみ記載

鳥取市保育所等整備事業 収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

科 目	本年度予算額	(本年度決算額)	備 考
市補助金			
自己資金			
計			

2 支出の部 (単位：円)

科 目	本年度予算額	(本年度決算額)	備 考
計			

所要（精算）額調書

事業者名 _____
施設名 _____

単位：円

区分	事業費 A	寄付金 その他 の収入 B	差引額 C（A－B）	補助対象経費の実 支出（予定）額 D	補助基準額 E	算定基準額 F	補助所要（精算）額 G（F×補助率）
合計							

- ※ 施設ごとに作成すること。
- ※ A～D欄には、事業者における事業費を記入すること。
- ※ F欄には、C～Eの各欄の金額を比較して最も少ない額を記入すること。
- ※ G欄の補助率は、別表による区分によるものとし、G欄の額に1，000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とすること。